

2015 年度

地球温暖化対策計画書

1 指定地球温暖化対策事業者の概要

(1) 指定地球温暖化対策事業者及び特定テナント等事業者の氏名

指定地球温暖化対策事業者 又は特定テナント等事業者の別	氏名（法人にあつては名称）
指定地球温暖化対策事業者	内閣府

(2) 指定地球温暖化対策事業所の概要

事業所の名称		中央合同庁舎第8号館							
事業所の所在地		東京都千代田区永田町一丁目6番1号							
業種等	事業の業種	分類番号	S97	S_公務...他に分類されるものを除く		国家公務			
		産業分類名	国家公務						
	事業所の種類	用途別内訳	主たる用途	事務所					
			建物の延べ面積 (熱供給事業所にあつては熱供給先面積)	前年度末	71,206.79	m ²	基準年度	m ²	
			事務所	事務所	前年度末	66,157.59	m ²	基準年度	m ²
				情報通信	前年度末		m ²	基準年度	m ²
				放送局	前年度末		m ²	基準年度	m ²
				商業	前年度末		m ²	基準年度	m ²
				宿泊	前年度末		m ²	基準年度	m ²
				教育	前年度末		m ²	基準年度	m ²
				医療	前年度末		m ²	基準年度	m ²
				文化	前年度末		m ²	基準年度	m ²
物流	前年度末				m ²	基準年度	m ²		
駐車場	前年度末	5,049.20		m ²	基準年度	m ²			
工場その他上記以外	前年度末		m ²	基準年度	m ²				
事業の概要		<ul style="list-style-type: none"> ・国政上重要な特定の政策に関する企画立案・総合調整 ・内閣総理大臣が担当することがふさわしい事務 ・本府庁舎（A棟）：S37年10月竣工 地上6階、地下1階 ・中央合同庁舎第8号館：H26年3月竣工 地上15階、地下3階 							
敷地面積		13,875.38 m ²							

(3) 担当部署

計画の 担当部署	名称		内閣府 大臣官房会計課 管理第一係
	連絡先	電話番号	03-5253-2111
		ファクシミリ番号	
		電子メールアドレス	
公表の 担当部署	名称		内閣府 大臣官房会計課 管理第一係
	連絡先	電話番号	03-5253-2111
		ファクシミリ番号	
		電子メールアドレス	

(4) 地球温暖化対策計画書の公表方法

公表方法	<input checked="" type="checkbox"/> ホームページで公表	アドレス :	http://www.cao.go.jp/
	<input type="checkbox"/> 窓 口 で 閲 覧	閲覧場所 :	
		所在地 :	
		閲覧可能時間	
	<input type="checkbox"/> 冊 子	冊子名 :	
入手方法 :			
<input type="checkbox"/> そ の 他			

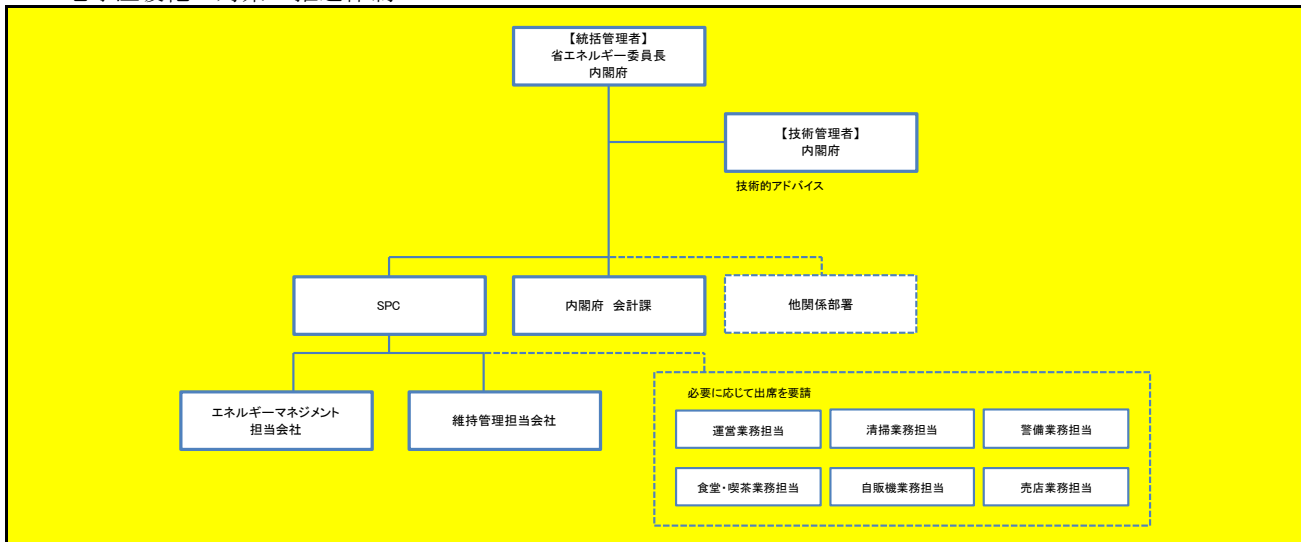
(5) 指定年度等

指定地球温暖化対策事業所	2015	年度	事業所の 使用開始年月日	<input checked="" type="radio"/> 平成18年3月31日以前			
特定地球温暖化対策事業所		年度		<input type="radio"/> 平成18年4月1日 以降		年	月

2 地球温暖化の対策の推進に関する基本方針

内閣官房及び内閣府では「政府がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の抑制等のため実行すべき措置について定める計画」（平成19年3月30日閣議決定）及び「政府がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の抑制等のため実行すべき措置について定める計画の実施要領」（平成19年3月30日地球温暖化対策推進本部幹事会申合せ）に基づき、「内閣官房及び内閣府がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の抑制等のため実行すべき措置について定める計画」（平成20年3月28日、内閣総務官決定）を策定した。内閣府においては、この計画に基づき地球温暖化対策に積極的に取り組んでいく。

3 地球温暖化の対策の推進体制



4 温室効果ガス排出量の削減目標（自動車に係るものを除く。）

(1) 現在の削減計画期間の削減目標

計画期間	2015年度から	2019年度まで			
削減目標	特定温室効果ガス	当事業所の温室効果ガス発生の主たる要因は、電気使用および熱源によるガス使用である。 運用対策による削減を主体とし、実施可能な対策を洗い出し、全体に周知、実行していくことにより、総量削減義務以上の削減を目指す。			
	特定温室効果ガス以外の温室効果ガス	特定温室効果ガス以外のガス（その他ガス）の排出は、上下水道の使用に伴う二酸化炭素の排出が主体となっている。庁舎利用者への節水を呼びかけることにより、使用量を削減することを目標とする。			
削減義務の概要	基準排出量	t（二酸化炭素換算）/年	削減義務率の区分		
	排出上限量（削減義務期間合計）	t（二酸化炭素換算）	平均削減義務率		

(2) 次の削減計画期間以降の削減目標

計画期間	2020年度から	2024年度まで			
削減目標	特定温室効果ガス	第8号館の空調設備等の運用対策を適切に行い、温室効果ガスの削減を目標とする。また、本府庁舎の設備機器更新に関して、計画を立て、高効率機器を導入することにより、総量削減義務（8%見込み）以上の削減を目指す。			
	特定温室効果ガス以外の温室効果ガス	現在の削減目標と同様、引続き節水を行い、その他ガスの削減を目指す。			

5 温室効果ガス排出量（自動車に係るものを除く。）

(1) 温室効果ガス排出量の推移

単位：t（二酸化炭素換算）

		2010年度	2011年度	2012年度	2013年度	2014年度
特定温室効果ガス（エネルギー起源CO ₂ ）						3,481
その他ガス	非エネルギー起源二酸化炭素（CO ₂ ）					
	メタン（CH ₄ ）					
	一酸化二窒素（N ₂ O）					
	ハイドロフルオロカーボン（HFC）					
	パーフルオロカーボン（PFC）					
	六ふっ化いおう（SF ₆ ）					
	上水・下水					8
合計						3,489

(2) 建物の延べ面積当たりの特定温室効果ガス年度排出量の状況

単位：kg（二酸化炭素換算）/m²・年

	2010年度	2011年度	2012年度	2013年度	2014年度
延べ面積当たり特定温室効果ガス年度排出量					48.9

6 総量削減義務に係る状況（特定地球温暖化対策事業所に該当する場合のみ記載）

(1) 基準排出量の算定方法

<input checked="" type="radio"/> 過去の実績排出量の平均値	基準年度：（ ）
<input type="radio"/> 排出標準原単位を用いる方法	
<input type="radio"/> その他	算定方法：（ ）

(2) 基準排出量の変更

変更年度	年度	変更理由	
変更年度	年度	変更理由	
変更年度	年度	変更理由	

(3) 削減義務率の区分

削減義務率の区分	
----------	--

(4) 削減義務期間

年度から	年度まで
------	------

(5) 優良特定地球温暖化対策事業所の認定

	2010年度	2011年度	2012年度	2013年度	2014年度
特に優れた事業所への認定					
極めて優れた事業所への認定					

(6) 年度ごとの状況

単位：t（二酸化炭素換算）

		2010年度	2011年度	2012年度	2013年度	2014年度	削減義務期間合計
決定及び予定の量	基準排出量 (A)						
	削減義務率 (B)						
	排出上限量 (C = ΣA-D)						
	削減義務量 (D = Σ(A × B))						
実績	特定温室効果ガス排出量 (E)					3,481	3,481
	排出削減量 (F = A - E)						

(7) 特定温室効果ガスの排出量の増減に影響を及ぼす要因の分析

--

7 温室効果ガス排出量の削減等の措置の計画及び実施状況（自動車に係るものを除く。）

対策 No	対策の区分		対策の名称	実施時期	備考
	区分 番号	区分名称			
	【特定温室効果ガス排出量の削減の計画及び実施の状況】				
1	110100	11_推進体制の整備	関係者連絡会議による省エネルギーの啓蒙	2014年度より実施	月次エネルギー使用報告と年2回のエネマネWGでの分析
2	160100	16_昇降機の運転管理	エレベーター夜間休日の運転台数制御	一部実施中	利用実態に応じた間引き運転（夜間運転台数減）、階段利用の推奨
3	150200	15_照明設備の運用管理	不要照明の消灯推進	一部実施中	業務上照明が必要な個所以外の消灯（昼休み、休日及び夜間）
4	150200	15_照明設備の運用管理	共用部照明間引き	一部実施中	8号館共用部の器具間引き、本府庁舎は実施中
5	150300	15_事務用機器等の管理	0A機器等の電源オフを徹底	2017年	啓蒙活動により退庁時の職員用パソコン等の待機電力削減
6	120300	12_運転管理及び効率管理	冷暖房温度の適正管理の徹底	2015.4～実施	夏期：28℃、冬期：19℃程度
7	130300	13_換気設備の運転管理	駐車場給排気ファン間欠(自動)運転期間拡大	一部実施中	COセンサーによる自動運転。（現状 6月中旬～11月中旬は8:00-20:00は強制運転。左記以外は自動運転）
8	160200	16_建物の省エネルギー	便座ヒーターの使用停止期間拡大	一部実施中	使用停止期間の拡大（現状：12～6月中旬の6:30-20:00運転）
9	140100	14_給湯設備の管理	中間期の洗面給湯停止	一部実施中	使用停止期間の拡大（現状：12～6月中旬の6:30-20:00運転）
10					
11					
12					
13					
14					
15					

7 温室効果ガス排出量の削減等の措置の計画及び実施状況（自動車に係るものを除く。）

対策 No	対策の区分		対策の名称	実施時期	備考
	区分 番号	区分名称			
16					
17					
18					
19					
20					
21					
22					
23					
	【その他ガス削減量の削減の計画及び実施の状況】				
51					
52					
53					
	【排出量取引の計画及び実施の状況】				
61					
62					
63					

8 事業者として実施した対策の内容及び対策実施状況に関する自己評価（自動車に係るものを除く。）

中央合同庁舎第8号館では、「内閣官房及び内閣府がその事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出の抑制等のため実行すべき措置について定める計画」（平成20年3月28日、内閣総務官決定）に基づき、地球温暖化対策について積極的な取組を進めている。

主な省エネの取組

- ・冷暖房の適正な温度管理
- ・不要照明の消灯推進
- ・空調に係るエネルギー使用量の抑制
- ・エレベーターの間引き運転
- ・退庁時OA機器類の待機電力削減